

雪を克服して快適な冬に！ 冬の備えは大丈夫ですか？

快適な冬は、一人一人の協力をお願いいたします。

県や町では、主要幹線道路や各集落間の道路などの除雪作業を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、皆様のご理解とご協力が欠かせません。ルールを守ってみんなで冬を乗り切りましょう。

除雪の実施体制

町内の除雪作業は、町が管理する道路(町道)と、県が管理する道路(国道・県道)を主に深夜から早朝にかけて民間委託で行います。できる限り通勤・通学時間までに終了するよう努めますが、大雪の時や明け方に降った時は間に合わない場合もありますので、ご理解をお願いします。

※除雪車出動基準

車道に積雪量が10cm以上ある場合、除雪車による早朝除雪作業を開始します。最重点除雪路線については、積雪量が5cmを超えた場合とします。また、歩道除雪は、積雪量が20cm以上ある場合、除雪作業を開始します。なお、早朝除雪作業ができなかった路線および除雪した路線にさらに基準以上の降雪があった場合は、昼間除雪作業を行います。

■除雪についての問合せ

- 国・県道…丹南土木事務所 Tel 23-4536
- 町道…建設整備課 ☎ 47-8003

雪みち情報ネットふくいホームページアドレス

- ▼パソコン <http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/>
- ▼携帯端末 <http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/k/>

大雪ストップアンドゴー (STOP&GO) 作戦の概要

福井河川国道事務所では、平成27年2月に発生した大雪による国道8号の大規模な交通障害の経験を経て、平成27年度から、スタック車両発生を抑えるための連続した集中除雪作業等(大雪STOP & GO作戦)の取組みを実施します。通行規制の際には十分ご注意ください。



※STOP&GO 作戦の状態

STOP
強い降雪が続く場合、区間内の通行車両を排除し集中除雪作業を実施

GO
除雪車を先導車として、一般車両の通行を継続

※STOP&GO 作戦による主な効果

- 連続した集中除雪により、良好な路面状態の確保を期待。
- 待機した牽引用重機で速やかな救出により、交通渋滞の軽減を期待。
- タイヤチェック、チェーン装着の啓発を行い、スタック車両ゼロを期待。

■問合せ 国土交通省福井河川国道事務所 Tel 0776-35-2661



除雪についてのお願

※路上駐車はやめよう！
ただでさえ狭い雪道。路上駐車され



ただと、その路線の除雪作業ができなくなり、ほかの車の走行や除雪作業の重大な障害となります。絶対にやめましょう。

※深夜・早朝の作業にご理解を！
除雪作業は、深夜から早朝の限られた時間内で行

います。作業中は騒音、振動などで迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

※障害物には目印を！
道路沿いの塀や工作物などは、竹ざ

おに赤布を付けるなど目印をしてください。

※除雪作業は危険！
除雪車からの視界は非常に狭くなっていますので、

除雪車には絶対に近づかないようにしましょう。

※家や車庫の前の除雪にご協力を！
除雪時は、家や車庫の前には極力雪を寄せないよう

に作業を行っています。早く作業を行うことが優先されるため、どうしても雪が残ります。玄関前などから道路へ出るまでの雪の処理は各家庭で行うよう、ご協力をお願いします。

※車道への雪出しはやめよう！
除雪した雪は、車道へは出さず、道路わきや空き地

に寄せましょう。

※雪の後始末はしっかりと！
道路に面している家の屋根雪下ろしや排雪は、交通

の円滑化を図るために各個人が行わず、区などで申し合わせて、同じ日時に行うようにしてください。

※倒木で通れない！
倒木が発生した場合は、町から所有者の方へ連絡を

しますが、早急な対応が必要な場合には、連絡前であっても伐採、仮撤去させていただきます。なお、倒木の最終処分は所有者の責任により対応をお願いします。

水道管も冬じたく

※水道管を保温しましょう
気温が0℃以下になると水道

道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。水道管に保温材料などを巻いて保温し、その上から防水テープなどをしっかりと巻きつけましょう。

※水道の水が凍ったら…
凍結している部分の水道管や水栓にタオルなどの布

を巻きつけます。

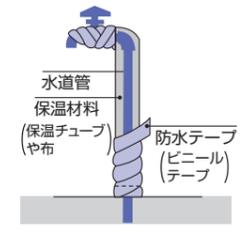
② 出口にあたる蛇口を開きます。

③ やかんなどでぬるま湯を用意し、タオルなどにしご

こませるようにつくりにかけて溶かします。

※水道管が破裂したら…
メーターボックス内の止水栓を閉め、建設整備課ま

たはお近くの水道設備業者にお問合せください。



屋根雪下ろし・通路除雪を支援します

民生委員さんご相談の上、申請してください。

町では、次の世帯の方々が現に居住している住宅の屋根雪下ろしや玄関から道路までの通路除雪を第三者に依頼して代金を支払った場合、支援金を支給します。希望する方は、民生委員さんと相談の上、申請してください。

対象者(生活保護世帯は対象外)

自力で屋根雪下ろしや通路除雪が困難である次の世帯の方。ただし、前年度分の住民税が非課税で、県内に1親等親族が居住していないといった条件があります。

- ① 65歳以上の高齢者のみ世帯
- ② 一人暮らし身体障害者世帯

支援金額

屋根2,000円/時間協力員1人当たり
通路1,200円/時間協力員1人当たり
※利用限度額はそれぞれ12,000円/世帯

問合せ

- 保健福祉課 ☎ 47-8007
- 今庄総合事務所 ☎ 45-1111
- 河野総合事務所 ☎ 48-2111

